

# 千葉市長寿祝金等支給要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律133号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する「老人の日」及び同日から9月21日までの「老人週間」を中心として、長年社会の発展に貢献された高齢者に対して、長寿を祝福し、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする長寿祝金、長寿祝品及び最高齢者祝品に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (実施事業)

第2条 実施事業は次に掲げるものとする。

- (1) 長寿祝金支給事業
- (2) 長寿祝品支給事業
- (3) 最高齢者祝品支給事業

## (対象者)

第3条 長寿祝金、長寿祝品及び最高齢者祝品の支給対象者は、別表に掲げる要件に該当する者とする。

## (支給方法)

第4条 支給方法は次に掲げるものとする。

- (1) 長寿祝金は、民生委員等が支給対象者の住居等を訪問し、支給する。
- (2) 長寿祝品は、民生委員等が支給対象者の住居等を訪問し、支給する。
- (3) 最高齢者祝品は、市長又は市職員が支給対象者の住居等を訪問し、支給する。

## (長寿祝金の額)

第5条 長寿祝金の額は、50,000円とする。

## (長寿祝品及び最高齢者祝品の品目)

第6条 長寿祝品及び最高齢者祝品の品目は、当該年度ごとに予算の範囲内で定めるものとする。

(支給日)

第7条 長寿祝金、長寿祝品及び最高齢者祝品は、原則として法第5条第2項に規定する老人の日から始まる老人週間の期間中に支給する。

2 前項の規定に関わらず、対象者のやむを得ない事情により支給ができなかった場合は、前項に定めた支給日の属する年度の末日までに支給することができるものとする。

(返還)

第8条 市長は、不当な手段により長寿祝金、長寿祝品又は最高齢者祝品の支給を受けた者があるときは、既に支給した祝金又は祝品の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 千葉市敬老乗車券等支給要綱及び千葉市敬老祝品支給要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区分	要件
1 長寿祝金	支給日の属する年の1月2日から翌年1月1日までに満99歳になる者で、4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する者とする。
2 長寿祝品	支給日の属する年の1月2日から翌年1月1日までに満88歳になる者で、4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する者とする。
3 最高齢者祝品	支給日の属する年の4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する最高齢者（男女各1名）とする。